

開かれた議会づくりのための広報委員会要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）第113条の2第4項の規定に基づき、開かれた議会づくりのための広報委員会（以下「委員会」という。）の運営について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、議長及び副議長並びに所属議員数4人以上の会派（以下「委員会構成会派」という。）の団長をもって組織する。

(正副委員長)

第 3 条 委員長は議長、副委員長は副議長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を開閉し、議事を整理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

(代理出席)

第 5 条 委員に事故があるときは、その所属する委員会構成会派は、代理者を出席させなければならない。

(協議事項)

第 6 条 この委員会は、議会が県民の視点に立ち、県民から信頼される「開かれた議会」を作るため、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 広報計画等議会広報の実施方針に関すること。

(2) その他議会広報に関すること。

(表決)

第 7 条 前条の規定により協議する事項につき、委員長が必要と認めるときは、出席している委員会構成会派の団長（代理者を含む。）の過半数で決することができる。

2 前項の場合において、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(開かれた議会づくり検討小委員会の設置)

第 8 条 開かれた議会づくりの広報について専門的かつ機動的な協議を行うため、別に定めるところにより、開かれた議会づくり検討小委員会を設置する。

(公開等)

第9条 委員会はこの公開する。ただし、委員長は委員会の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 委員会の傍聴については、団長会の例による。

(記録)

第10条 会議の記録を作成する。

2 公開する記録には、非公開の会議の議事は掲載しない。

(事務)

第11条 この委員会の事務は、議会局政策調査課において行う。

附 則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。